

記載例3 (転勤 (退職) 特別徴収継続の場合)

給与支払報告

にかかる給与所得者異動届出書

特別徴収

異動日の翌月10日までが提出期限となっています。

異動の事由、異動後の未徴収税額の徴収の欄は忘れずに記載してください。(数字を で囲む)

福島県須賀川市長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒962-8601 須賀川市八幡町135			現年度	新年度
		名称及び代表者の職氏名	須賀川市役所			特別徴収義務者指定番号	1209
平成 年 月 日						受給者番号	1234567890
						連係	職員課
						氏名	須賀川牡丹子
						先電話	75-1111

給与所得者	氏名	スカガワタロウ 須賀川太郎	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
	旧住所	(1月1日現在の住所...必ず記入願います) 須賀川市八幡町135	85,000円	6月分から 10月分まで 36,000円	49,000円	20・10・10	1.退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社解散 7.普通徴収希望	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (未徴収税額を全額徴収して納入) 3.普通徴収 (未徴収税額を本人が納付)	2,500,000
	現住所	(異動後の住所) 須賀川市八幡町135							控除社会保険料額 350,000

住所の異動があれば記入してください。



給与の支払を受けなくなった後の月割額 (未徴収税額) について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定月日	一括徴収税額 上記(ウ)と同額	・退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の未徴収税額については退職時に一括徴収することが義務づけられています。 なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。	市区町村記入欄	月割額	
1. 異動が平成20年12月31日までで、申し出があったため 2. 異動が平成21年1月1日以後で特別徴収の継続の希望がないため	.	円			6月分	7月分以降
一括徴収できない理由	一括徴収した税額は 月分で納入します。 (月 日納期限分)					
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため 2. その他理由()						

転勤等による特別徴収届出書 (転勤先の事業所を経由して須賀川市長あて送付してください。)

月割額 7,000円を 11 月分から徴収し 納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒962-8601 須賀川市八幡町135	特別徴収義務者指定番号	(新規) 継続
		名称及び代表者の職氏名	スカガワシゼイムクミアイ 須賀川市税務組合	受給者番号	987654321
給与計算締切日 毎月 25日				連係	係・氏名 税務次郎
					電話 75-1111



新しい勤務先で特別徴収を継続する場合は、何月から徴収を始めるのかを記載し、新しい勤務先を経由して提出してください。
須賀川市での特別徴収が初めての場合は登録が必要です。事業所名にふりがなを記載してください。

指定番号	受給者番号	転勤(職)後 番号	受給者番号	切替月